

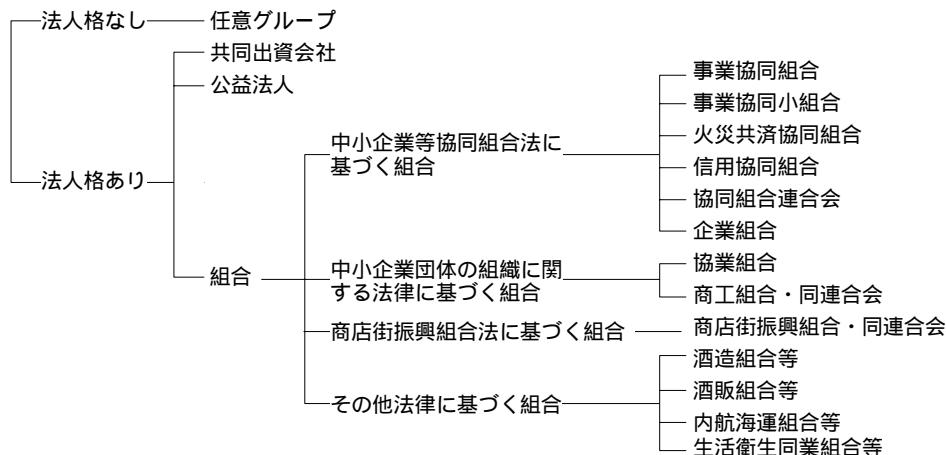
## 第6 中小企業関係法

参考資料 (財)中小企業総合研究機構「平成20年度中小企業施策総覧」平成20年8月現在

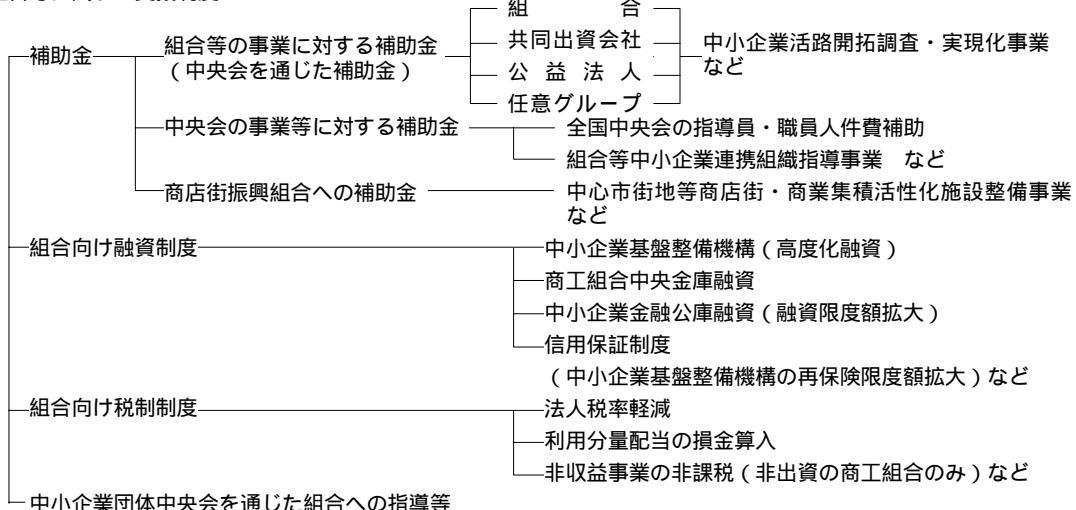
# 1 中小企業等協同組合法と中小企業団体の組織に関する法律に基づく各種組合制度

中小企業連携組織対策の体系図

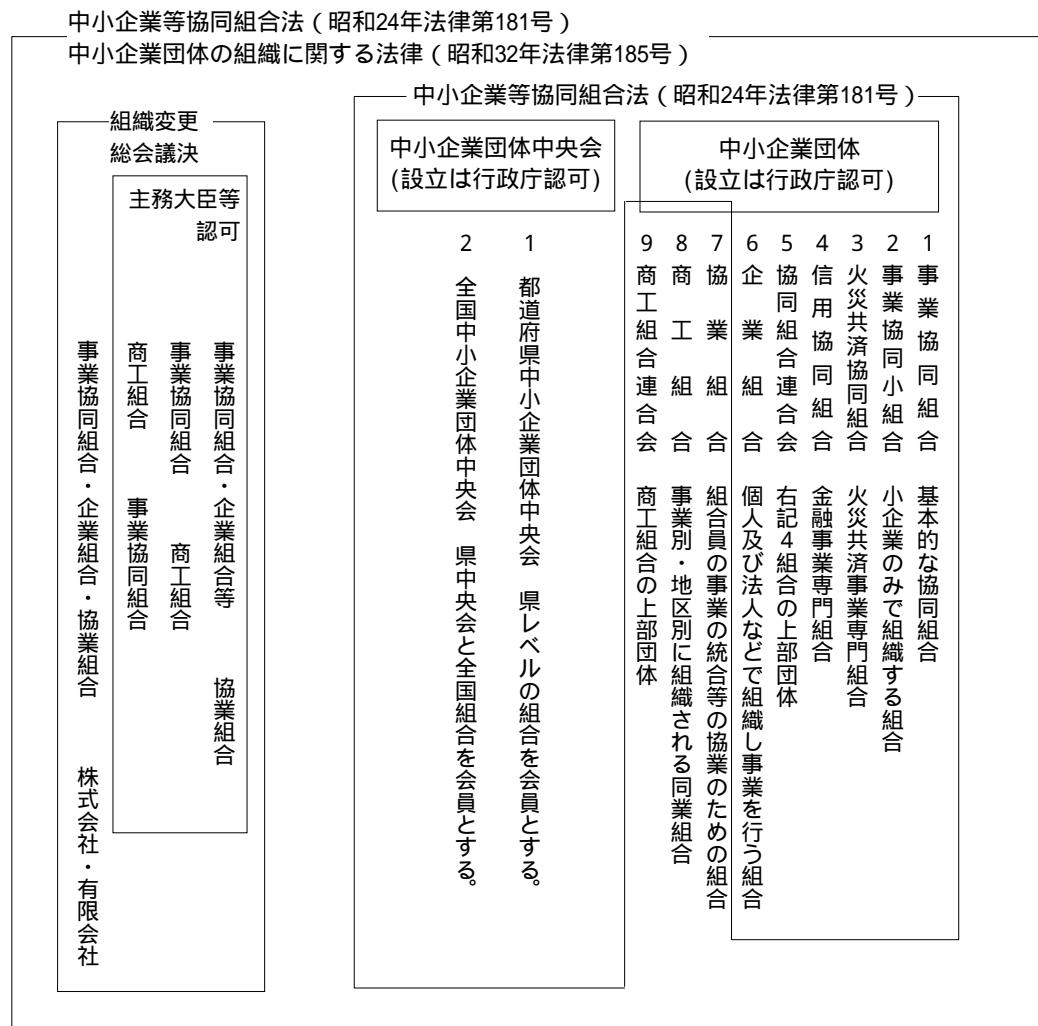
(1) 中小企業者の団体の組織形態



(2) 組合等に関する支援制度



### 組合法関係の体系図



#### 1 中小企業等協同組合法に基づく組合制度

中小企業等協同組合制度は、昭和24年に制定された「中小企業等協同組合法」に基づくもので、中小規模の事業者、勤労者などが、組織化し、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、技術・情報・人材等お互いの不足する経営資源の相互補完を図るための制度である。

この中小企業等協同組合は、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合の6種類に分かれ、それぞれの機能・目的に応じて積極的に活動することにより、中小企業の成長発展に大きく寄与している。

#### 2 中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合制度

中小企業団体の組織に関する法律は、中小企業者が協同して経営事業を行う、又は中小企業が営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるとした法律であり、同制度はこの法律に基づくものである。

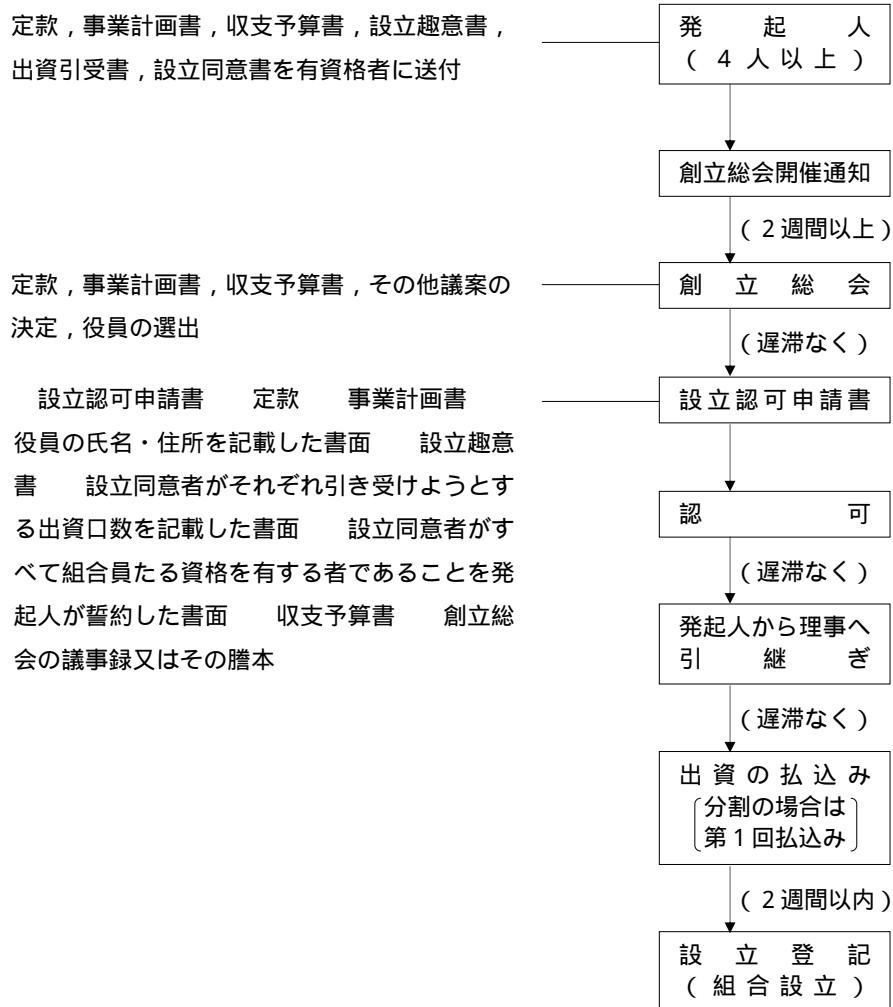
## 現行組合制度の

組合の内容 組合の種類	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	協業組合
(1) 目的	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化及び経済活動の機会の確保	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進
(2) 性格	人的結合体	人的結合体	人的、物的結合体
(3) 事業	組合員の事業に関する共同経済事業、資金の貸付け、福利厚生、債務保証、その他	定款に掲げる事業（商業、工業、鉱業、サービス業、その他）	協業の対象事業、関連事業、附帯事業
(4) 設立	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
(5) 設立要件	4人以上の事業者	4人以上の個人	4人以上の事業者
(6) 組合員資格	地区内の小規模の事業者	個人及び法人など	中小企業者及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者（相続人以外にも推定相続人について特例を認める）
(7) 組合員責任	有限责任	有限责任	有限责任
(8) 発起人数	4人以上	4人以上	4人以上
(9) 加入	自由	自由	組合の加入の承諾
(10) 任意脱退	自由	自由	持分譲渡による
(11) 組合員割合	ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない
(12) 従事割合	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
(13) 出資限度	100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の25（脱退の場合100分の35）	100分の50未満
(14) 議決権	1人1票	1人1票	平等（ただし出資比例の議決権も認める）
(15) 員外利用	原則として組合員の利用分量の100分の20まで	ない	ない
(16) 配当	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	従事分量配当又は出資配当（2割まで）	定款で定める場合を除き出資配当
(17) 組織変更	協業組合へ 株式会社へ 商工組合へ 有限会社へ	協業組合へ 株式会社へ 有限会社へ	株式会社へ 有限会社へ
(18) 根拠法規	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律
(19) 認可を受ける行政庁	地区が1都道府県の場合は都道府県知事 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 全国は所管大臣	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事 2都道府県以上に事務所を有するときは経済産業局等地方支分部局の長

## 概要一覧

商工組合	火災共済協同組合	信用協同組合	商店街振興組合
資格事業の改善発達、経営の安定合理化	火災等による財産補償	資金の貸付け、預金の受入れ	組合員への直接奉仕 組合員の経営合理化 商店街地域の環境整備
人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
指導教育事業、共同経済事業（出資組合のみ）、その他	組合員の火災等による損害補てんのための共済	組合員に対する資金の貸付け、預金、定期積金の受入れ等	組合員の事業に関する商店街の環境整備事業、共同経済事業
行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
地区内で資格事業を行うものの2分の1以上が加入すること	1,000人以上が加入すること、出資額200万円以上（連合会は500万円以上）	300人以上が加入すること、出資金1,000万円以上（東京都のほか金融庁長官の指定する人口50万人以上の市は2,000万円以上）	30人以上が近接してその事業を営むこと
地区内において資格事業を営む中小企業者、定款に定めれば3分の1未満の中小企業者以外の者	地区内において商業、工業、運送業等（農業、林業、水産業を除く）を行う小規模の事業者	地区内において定款で定める小規模の事業者又は地区内に居住所を有する者、勤労者	地区内で小売業又はサービス業を営む者、定款で定めたときはこれ以外の者
有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
4人以上	4人以上	4人以上	7人以上
自由	自由	自由	自由
自由	自由	自由	自由
ない	ない	ない	ない
ない	ない	ない	ない
100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の10	100分の25
1人1票	1人1票	1人1票	1人1票
原則として組合員の利用分量の100分の20まで	組合員（親族等を含む）の利用分量の100分の20まで	原則として100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで
利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）
事業協同組合へ（出資組合のみ）			
中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	商店街振興組合法
地区が1都道府県の場合は都道府県知事 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 全国は所管大臣	都道府県知事 全国は内閣総理大臣（金融庁長官）と経済産業大臣の共管	地区が1都道府県の場合は都道府県知事 地区が2都道府県以上は財務局長 全国は内閣総理大臣（金融庁長官）	地区が1の市又は特別区の場合は市又は特別区の長 地区が市又は特別区を越える場合は都道府県知事

## 組合設立手続一覧表



## 組合数の推移

組合の種類 年月	事業協同組合	事業協同小組合	火災共済協同組合	信用協同組合	協同組合連合会	企業組合	協業組合	商工組合連合会及び会	商店街振興組合連合会
昭和48年3月	38,910	36	39	510	614	4,937	923	1,693(69)	1,225( 25)
58年 "	40,795	19	43	472	769	2,951	1,566	1,935(67)	2,069( 72)
59年 "	41,032	18	43	471	786	2,941	1,573	1,948(71)	2,118( 76)
60年 "	40,276	17	43	464	774	2,803	1,546	1,913(71)	2,171( 84)
61年 "	39,002	16	43	450	797	2,583	1,514	1,826(68)	2,232( 84)
62年 "	39,341	16	44	448	803	2,573	1,502	1,889(72)	2,274( 84)
63年 "	38,732	19	44	437	799	2,514	1,488	1,869(72)	2,301( 86)
平成元年 "	38,356	24	44	418	798	2,461	1,459	1,874(74)	2,342( 88)
2年 "	38,491	25	44	414	806	2,477	1,441	1,868(74)	2,402(101)
3年 "	38,303	25	44	407	818	2,403	1,441	1,820(69)	2,472(108)
4年 "	38,488	26	44	397	818	2,344	1,421	1,832(69)	2,547(111)
5年 "	38,949	23	44	393	819	2,337	1,407	1,811(69)	2,646(112)
6年 "	39,074	23	44	383	828	2,286	1,386	1,805(69)	2,715(113)
7年 "	39,229	23	44	373	830	2,253	1,393	1,786(69)	2,759(116)
8年 "	39,627	23	44	369	828	2,248	1,390	1,781(69)	2,787(115)
9年 "	39,655	21	44	363	828	2,152	1,375	1,760(69)	2,773(117)
10年 "	39,525	21	44	351	822	2,092	1,357	1,725(68)	2,749(119)
11年 "	39,593	19	44	322	818	2,074	1,337	1,691(65)	2,752(119)
12年 "	39,312	16	44	291	809	1,978	1,342	1,667(66)	2,749(119)
13年 "	39,448	16	44	280	812	2,006	1,319	1,629(61)	2,750(119)
14年 "	39,419	15	44	247	812	2,064	1,283	1,604(61)	2,747(120)
15年 "	38,942	14	44	191	803	2,109	1,247	1,571(60)	2,746(118)
16年 "	38,734	13	44	181	794	2,234	1,231	1,555(58)	2,742(119)
17年 "	38,520	13	44	175	790	2,368	1,209	1,531(56)	2,736(119)
18年 "	38,080	13	44	172	783	2,469	1,191	1,499(54)	2,732(119)
19年 "	37,758	13	44	168	778	2,512	1,154	1,461(54)	2,720(119)

資料：中小企業庁調べ

(注) 1 ( ) 内はそれぞれの連合会の数で内数である。

2 協業組合制度は昭和42年度に創設された。

3 昭和57年度に全国中小企業団体中央会が実施した調査の結果、既に解散していても行政庁に届け出ていなかった組合等を削除した。

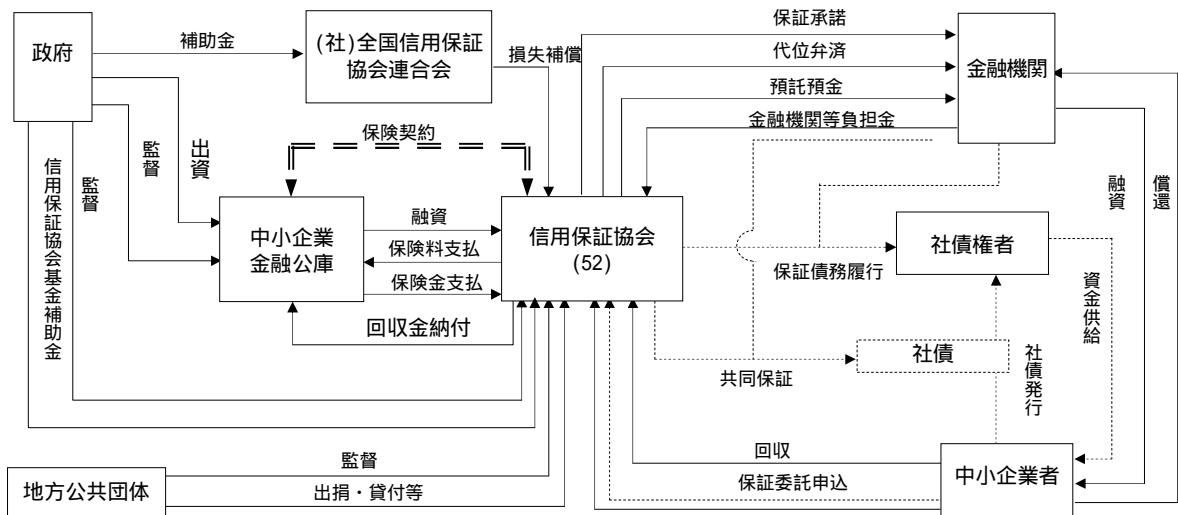
昭和56年10月1日、昭和59年10月1日、昭和62年10月1日、平成2年10月1日及び平成5年10月1日、平成8年10月1日、平成11年10月1日及び平成14年10月1日、平成17年10月1日を基準日として休眠組合の整理を行った。

4 協同組合連合会の中には、火災共済協同組合連合会1及び信用協同組合連合会1が含まれている。

(注) 以上の根拠法規：中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法

## 2 信用補完制度に関する法律と各種制度

【信用補完制度の仕組み図】



(注1) ~ は保証申込から償還まで、~ は事故による代位弁済から回収まで

(注2) ...は社債保証のフロー

### 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）

信用保証協会の設立、管理、業務、監督等について規定することにより、信用保証協会制度を確立し、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする法律である。

#### 信用保証協会

信用保証協会は、中小企業が事業資金を金融機関から借り入れる場合等にその借入債務等を保証することにより、担保力や信用力が不足している中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的として設立された信用保証協会法に基づく法人（内閣総理大臣、経済産業大臣及び都道府県知事等が監督）である。

信用保証協会は、各都道府県ごとにそれぞれ1協会が設けられているほか、横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪の5つの市にもそれぞれ1協会が設けられており、全国に52の協会がある（これらの協会が（社）全国信用保証協会連合会を形成している）。

信用保証協会の運営は、主として信用保証料と協会資産の運用益によって行われているが、国及び地方公共団体も財政援助を行って信用保証協会の業務運営の円滑化と経営基盤の強化に努めている。

信用保証協会は、保証業務のほかに中小企業の経営相談、金融相談等の業務も行っている。

## 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）

中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証について、中小企業金融公庫と信用保証協会との間の各種の保険制度を定めている法律である。

### （主な内容）

中小企業金融公庫と信用保証協会との間の保険契約（普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、特定社債保険）

保険料、保険金、求償、回収金の納付、交付金、契約の解除等

経営安定関連保証の特例

### 信用補完関係実績

機関 年度	信用保証協会保証実績	中小企業金融公庫保険引受実績	
	保証承諾額	引受件数	引受額
10	28兆9,666億円	206万件	26兆6,581億円
11	18兆7,776億円	152万件	17兆 831億円
12	19兆6,335億円	153万件	18兆 513億円
13	13兆2,258億円	121万件	12兆1,999億円
14	14兆 427億円	123万件	12兆8,537億円
15	15兆1,965億円	130万件	14兆2,786億円
16	13兆1,629億円	115万件	12兆3,106億円
17	12兆9,802億円	112万件	12兆5,524億円
18	13兆6,591億円	118万件	13兆4,440億円
19	13兆 273億円	110万件	12兆8,654億円

### 中小企業金融公庫

中小企業金融公庫は全額政府出資の機関で、中小企業に対する事業資金の融通の円滑化を図るため、中小企業信用保険法に基づいて信用保証協会の保証債務についての保険業務と、信用保証協会の保証業務に必要な資金の貸付けを行っている。

## 中小企業信用保険制度の概要

## 一般関係保険条件

保険種類	条件	対象企業者	対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率(年率)
信用保証協会	普通	資本(出資)金額3億円(小売業・サービス業5,000万円,卸売業1億円)以下の会社,常時使用する従業員300人(小売業50人,卸売業・サービス業100人,旅館業等は政令で定める人数)以下の会社及び個人,中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの	事業資金	2億円 (組合4億円)	70%	0.15%から 1.59% (手形割引 特殊・当座 貸越特 殊 0.13%から 1.35%)
	無担保		事業資金であって,担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証	8,000万円	80%	0.15%から 1.59% (手形割引 特殊・当座 貸越特 殊 0.13%から 1.35%)
	特別小口	常時使用する従業員20人(商業・サービス業5人)以下の会社及び個人,事業協同小組合等であって特定事業を行い省令に定める要件(注1参照)を備えているもの	事業資金であって,担保(保証人の保証を含む。)を提供させない保証	1,250万円 (他種保険を利用した場合は無担保保険に変更される。)	80%	0.4% (手形割引 特殊・当座 貸越特 殊 0.34%)
	流動資産担保	普通保険・無担保保険に同じ	事業資金であって,流動資産(法人である場合にあっては,必要に応じ当該法人の代表者である保証人の保証を含む。)のみを担保として提供させる保証	2億円	80%	0.46%
	公害防止	普通保険・無担保保険に同じ	公害防止関係資金	5,000万円 (組合1億円)	80%	0.87%
	エネルギー対策	普通保険・無担保保険に同じ	エネルギー対策関係資金	2億円 (組合4億円)	80%	0.87%
	海外投資関係	普通保険・無担保保険に同じ	海外投資関係資金	2億円 (組合4億円)	80%	0.87%
	新事業開拓	普通保険・無担保保険に同じ	新事業開拓関係資金	2億円 (組合4億円)	80%	0.87% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.5%)
	事業再生	普通保険・無担保保険の対象事業者のうち,民事再生手続又は会社更生手続の申立から計画認可の決定が確定した後3年を経過していないもの	事業再生関係資金	2億円	80%	1.59%

契約先	条件 保険種類	対象企業者	対象資金及び前提条件	付保限度額	てん補率	保険料率 (年率)
	特 定 社 債	資本金額3億円(小売業・サービス業5,000万円, 卸売業1億円)以下又は常時使用する従業員300人(小売業50人, 卸売業・サービス業100人, 旅館業等は政令で定める人数)以下の会社であって特定事業を行ひ省令に定める要件(注2参照)を備えているもの	事業資金	4億5,000万円 ただし, 普通保険(経営安定関連特例分を除く。)無担保保険(経営安定関連特例分を除く。)及び特定社債保険の合計額が5億円以下。	80%	0.15%から 1.59%

## (注) 1. 特別小口保険の省令要件

- ・ 1年以上引き続き同一都道府県の区域内において同一業種に属する事業を行っていること。
- ・ 過去1年間において納期が到来した源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は法人税), 事業税又は住民税の所得割(法人の場合は法人税割)のいずれかの税額を完納していること。

## 2. 特定社債保険の省令要件

- ・ 以下の(1), (2)又は(3)のいずれかに該当すること。
  - (1) 純資産額が1億円以上3億円未満であって, 以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
    - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
    - ロ 純資産倍率が100分の200以上であること。
    - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
  - 二 インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の200以上であること。
- (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であって, 以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
  - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
  - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
  - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
- (3) 純資産額が5億円以上であって, 以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
  - イ 自己資本比率が100分の15以上であること。
  - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
  - ハ 使用総資本事業利益率が100分の5以上であること。

## 特例関係保険条件

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び 保険料率(年率)
災害関係	政令で定める地域内に事業所を有し,かつ,激甚災害を受けた中小企業者	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)	再建資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29%
経営安定関連	取引先の倒産, 関連事業者の事業活動の制限, 災害その他の突発的に生じた事由, 経済事情の変動, 取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者	「中小企業信用保険法」(昭和25年法律第264号)	経営安定資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠 (注1,2参照)	80% (注3 参 照)	手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び 保険料率(年率)
労働力確保関連	雇用管理の改善計画について都道府県知事の認定を受けた中小企業者、組合等及びその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施するもの	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」(平成3年法律第57号)	雇用管理改善事業資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	
中商小業関連	商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理及び連鎖化を行う中小企業者であって、経済産業大臣等の認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するもの	「中小小売商業振興法」(昭和48年法律第101号)	高度化事業資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	
商店街支援整備関連	中小小売商業者の経営の近代化を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施するもの		商店街整備等支援事業資金 普通 2億円 無担保 8,000万円 80%	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.87% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.74%)
伝統工芸品支援関連	伝統的工芸品産業の振興を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた支援計画に従って支援事業を実施するもの	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和49年法律第57号)	伝統的工芸品産業振興支援事業資金 普通 2億円 無担保 8,000万円 80%	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.87% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.74%)
芸能等伝統関連	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等であって、観光・商工業の振興のために実施される行事に関連して行われるものうち経済産業省令で定める事業を実施する中小企業者	「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(平成4年法律第88号)	地域伝統芸能等活用事業資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)
特定事業活動等関連	特定事業活動に関する計画について都道府県知事の承認を受けた中小企業者、組合等及びその構成員たる中小企業者であって、その計画に従って使用済物品等、副産物の発生の抑制若しくは再生資源、再生部品の利用に資する設備の設置、再生資源、再生部品の分別回収又は特定物質の使用の合理化に資する設備等特定設備の設置等を行う中小企業者	「エネルギー等の使用的合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」(平成5年法律第18号)	特定事業活動、特定設備設置等資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.87% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.74%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%)
エネルギー効率化等事業活動関連	特定事業活動に関する計画について都道府県知事の承認を受けた中小企業者、組合等及びその構成員たる中小企業者であって、その計画に従って工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化のために必要な措置を実施するもの		特定事業活動資金 エネルギー対策保険について4億円(組合8億円) ただし、一般分を含む。		エネルギー対策 0.87%
小規模事業支援関連	小規模事業者の経営の改善発達を支援する公益法人であって、経済産業大臣の認定を受けた基盤施設計画又は連携計画に従って基盤施設事業又は連携事業を実施するもの	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成5年法律第51号)	基盤施設事業、連携事業資金 普通 2億円 無担保 8,000万円 80%	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.87% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.74%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び 保険料率(年率)
中心市街地商業等活性化関連	認定を受けた特定事業計画に従つて都市型新事業の用に供する施設を整備する事業(特定会社又は公益法人が当該事業を実施する場合は、当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。)を実施する中小企業者、特定会社及び公益法人並びに認定を受けた中小売商業高度化事業計画に従つて中小売商業高度化事業を実施する中小企業者	「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(平成10年法律第92号)	都市型新事業施設整備事業、中小売商業高度化事業資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠 ただし、公益法人については、普通2億円、無担保8,000万円	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)
	特定会社及び公益法人であって、認定を受けた特定事業計画又は中小売商業高度化事業計画に従つて中小売商業高度化支援等事業(当該特定会社又は当該公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。)を実施するもの		中心市街地商業等活性化支援資金 普通 4億円 無担保 1億6,000万円 ただし、一般分(特定会社)及び中心市街地商業等活性化関連特例分(特定会社、公益法人)を含む。		普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%)
創業等関連	事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画又は、二月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの及び会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの並びに事業を開始した日又は設立の日以後5年未満の中小企業者	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号)	創業者の事業開始資金又は新規中小企業者の事業実施資金 無担保1,500万円(無担保・無保証人枠)ただし、一般分、創業関連分及び本特例分(廃止前の新事業創出関連分を含む)に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下。	80%	無担保 0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%)
	承認を受けた経営革新計画に従つて新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る中小企業者		経営革新事業資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠 新事業開拓保険について3億円(組合6億円)ただし、一般分、他の特例分を含む。		普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%) 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であつてその合計額が5,000万円以下の場合0.5%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び 保険料率(年率)
異分野連携新事業分野開拓関連	認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業分野の開拓を図る中小企業者		異分野連携新事業分野開拓資金 普通・無担保・特別小口・売掛債権 担保について限度額別枠 新事業開拓保険について4億円(組合6億円)ただし、一般分、他の特例分を含む。		普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%) 売掛金債権担保 0.29% 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.5%)
経営基盤強化関連	承認を受けた経営基盤強化計画に従って将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化を図る中小企業者		経営基盤強化事業資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠		普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)
特定新技術事業活動関連	特定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者		特定補助金等成果利用事業資金 新事業開拓保険について3億円(組合6億円)ただし、一般分、他の特例分を含む	80%	新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が7,000万円以下の場合0.5%。ただし、担保(保証人(法人の代表者を除く。)の保証を含む。)を提供させない保証であってその合計額が2,000万円以下の場合0.9%)
地域新事業創出関連 <small>(注4参照)</small>	高度技術産業集積地域において、新事業創出寄与事業に属する事業を行うものとして市町村長等の認定を受けた中小企業者	「旧新事業創出促進法」(平成10年法律第152号)	新事業創出寄与事業資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)
創業関連	創業を行おうとする個人並びに創業を行った個人及び創業を行ったことにより設立された会社であつて事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していない中小企業者	「産業活力再生特別措置法」(平成11年法律第131号)	創業等事業資金 無担保1,000万円 ただし、一般分、創業等関連分及び本特例分に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下。	80%	無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%)

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び 付保限度	てん 補率	適用種別及び 保険料率(年率)
特定信用状関連	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる関係を有する中小企業者		特定信用状発行契約に基づく債務(外国関係法人の借入金であって、当該中小企業者の事業の振興に必要な資金に係るものに限る。) 普通保険について限度額別枠	80%	普通 0.15%から1.59% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.13%から1.35%)
経営資源活用関連	認定を受けた経営資源活用新事業計画に従って現に有する経営資源を新たな方法で有効に活用し、又は新たな経営資源を有効に活用することにより、新商品、新技术又は新たな役務の開発、企業化等の新たな事業の開拓を行う中小企業者(特別措置法第27条の規定によりみなされた者を含む。)		経営資源活用新事業資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠 新事業開拓保険について3億円(組合6億円)ただし、一般分、他の特例分を含む。		普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%) 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.5%)
特定再生中支援小企業関連	認定支援機関として経済産業大臣の認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの		特定中小企業再生支援事業資金 普通 2億円 無担保 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.87% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.74%)
事業再生円滑化関連	特定認証紛争解決手続により、又は認定支援機関の支援を受けて事業再生を図る中小企業者		事業再生資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通 1.59% (手形割引特殊 1.35%) 無担保 1.59% (手形割引特殊・当座貸越特殊 1.35%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%)
周辺地域整備関連	主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として都道府県知事の認定を受けた中小企業者	「発電用施設周辺地域整備法」(昭和49年法律第78号)	周辺地域整備事業資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠 新事業開拓保険について3億円(組合6億円)ただし、一般分、他の特例分を含む。	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80% 新事業開拓 80%	普通・無担保 0.87% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.74%) 特別小口 0.4% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.34%) 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.5%)
下請振興関連	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者	「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)	振興事業資金 売掛金債権担保保険について限度額別枠	80%	売掛金債権担保 0.29%

条件 特例	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
流通業務総合効率化関連	認定を受けた総合効率化計画に記載された特定流通業務施設を中心として、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。)であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資する事業を行う中小企業者	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)	流通業務総合効率化事業資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)
特定研究開発等関連	認定を受けた特定研究開発等計画に従って、特定ものづくり基盤技術の高度化を図る中小企業者	「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(平成18年法律第33号)	特定研究開発等資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠 新事業開拓保険について3億円(組合6億円)ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%) 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.5%)
地域産業集積関連	承認を受けた企業立地計画に従って、同意集積区域において企業立地を行う中小企業者又は承認を受けた事業高度化計画に従って、同意集積区域において事業高度化を行う中小企業者	「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(平成19年法律第40号)	企業立地資金又は事業高度化資金 普通・無担保・特別小口について限度額別枠	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%)
地域産業資源活用事業関連	認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者	「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(平成19年法律第39号)	地域産業資源活用事業資金 普通・無担保・特別小口・流動資産担保について限度額別枠 新事業開拓保険について3億円(組合6億円)ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通 0.41% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引特殊・当座貸越特殊 0.15%) 新事業開拓 0.87% (担保(保証人の保証を除く。)を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.5%)

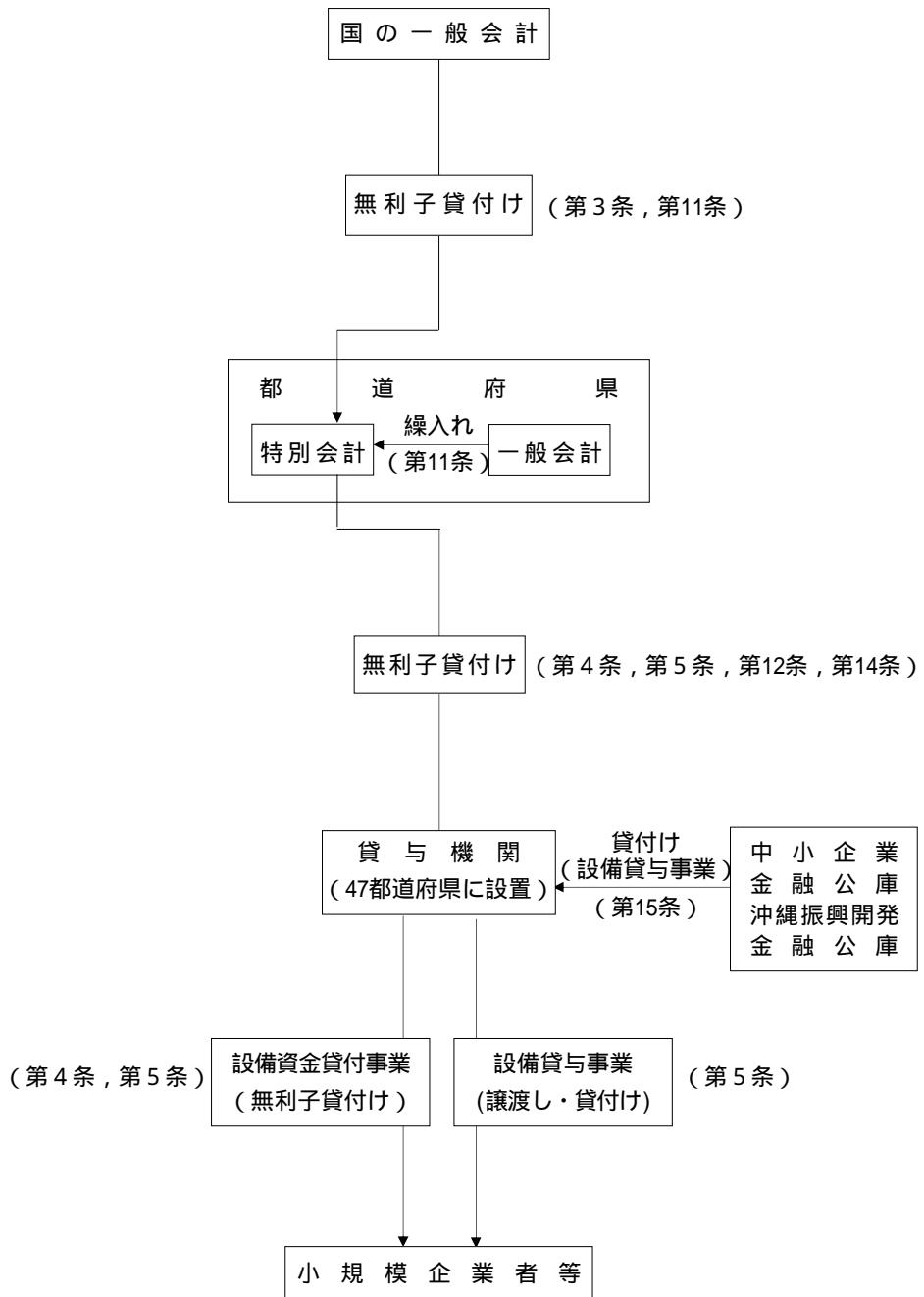
(注) 1. 経営安定関連(法第2条第3項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)に係る普通保険の別枠限度額は、3億円である。

2. 経営安定関連保証(「中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律」(平成12年法律第136号)による改正前の法第2条第3項第6号(以下「旧第6号」という。)に該当する特定中小企業者に係るものに限る。)を受けた中小企業者に係る一般分及び経営安定関連分に係る無担保保険の付保限度額は、合算で1億円である(ただし、経営安定関連(法第2条第3項各号(旧第6号を除く。))に係る無担保保険を併用している中小企業者を除く。)

3. 経営安定関連（法第2条第3項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）に係るてん補率は、90%である。
4. 新事業創出促進法は「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律」（平成17年法律第30号）により廃止されたが、地域新事業創出関連保証に係る特例については、平成23年3月31日までの間、なお効力を有することとされている。
5. 創業関連（産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第33条第3項に該当する創業者に係るてん補率は、90%である。

### 3 小規模企業者等設備導入資金助成法・小規模企業共済法・小規模事業者支援促進法

小規模企業者等設備導入資金助成法の体系図



## 1 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年5月法律第115号）

小規模企業者等設備導入資金助成法は、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とし、都道府県の貸与機関に対する小規模企業者等設備導入資金貸付事業並びに貸与機関の行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業について定める法律である。

## 2 小規模企業共済法（昭和40年6月法律第102号）

小規模企業は経営基盤が弱く、経営が絶えず不安定な状況に置かれており、廃業等の場合に、その後の生活の安定や事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく必要がある。そのための共済制度としての小規模企業共済制度の運営等について定めている法律である。

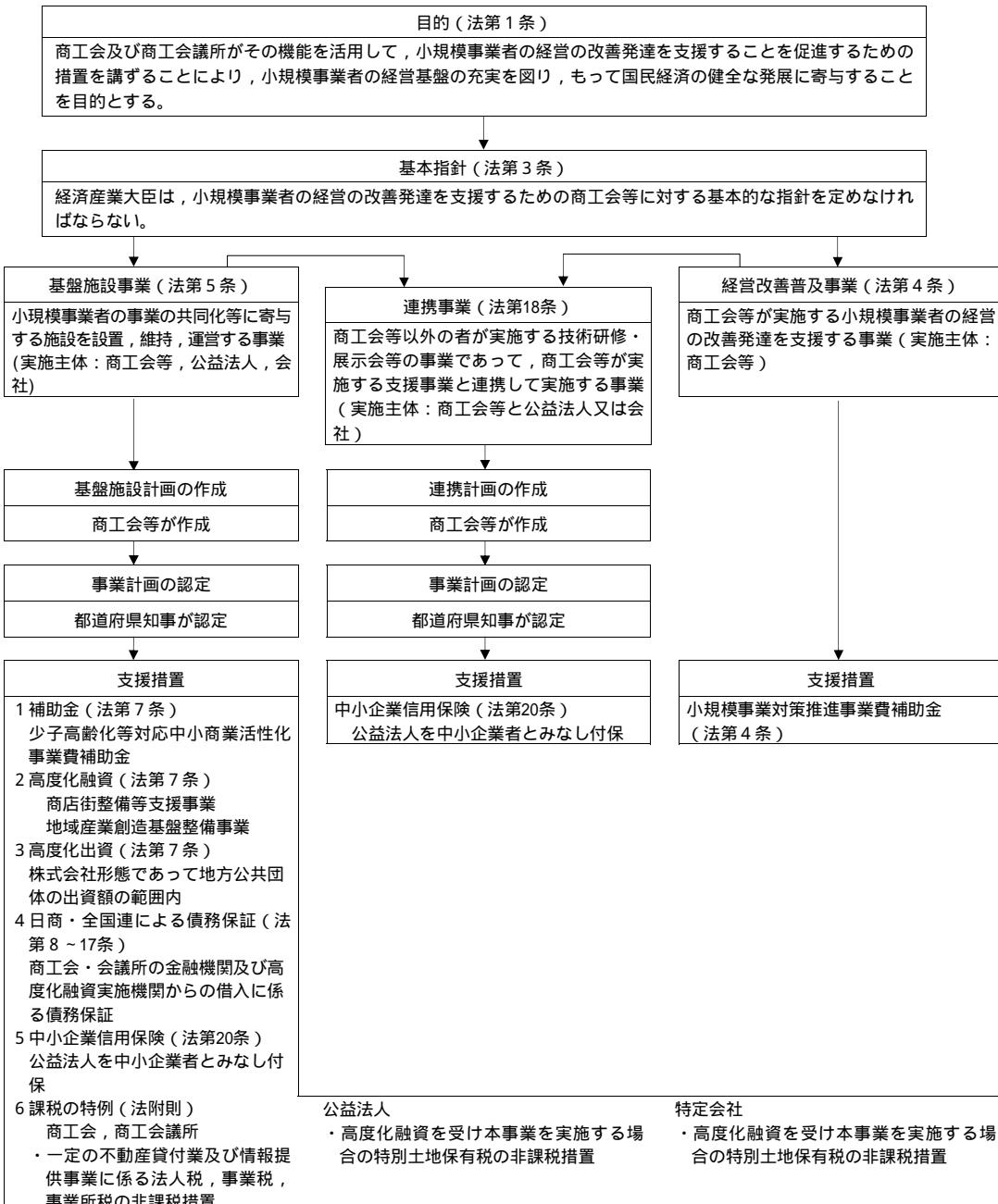
### 小規模企業共済制度の内容

加入資格	常時使用する従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下の ・個人事業主 ・会社、企業組合及び協業組合の役員		
掛金	月額1,000円～7万円（500円刻み）		
共事由 済等	A共済事由	・個人事業の廃止（死亡を含む） ・会社等の解散により役員を辞めたとき	
	B共済事由	・会社等役員の疾病、負傷による退職（死亡を含む） ・老齢給付（65歳以上で掛金納付期間15年以上の者）	
	準共済事由	・会社へ組織変更して、役員にならない ・配偶者又は子に事業の全部を譲渡 ・会社等役員の任意退職	
	解約事由	・12月以上の掛金滞納 ・会社へ組織変更して、役員になる ・任意解約	
共済金等の額の例（掛金月額1,000円の場合）（単位：千円）			
掛金納付年数	10年	15年	20年
掛金合計	120	180	240
A共済金	129	201	279
B共済金	126	194	266
準共済金	120	180	242
解約手当金	102	167	240
<ul style="list-style-type: none"> <li>・準共済金はB共済金の91%（掛金合計額に満たない時は掛金合計額）となる。</li> <li>・解約手当金は掛金納付期間に応じ掛金の80%から120%の範囲となる。掛金納付月数が240月（20年）未満での受取額は、掛金合計額を下回る。</li> </ul>			
共済金の分割支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件：A共済事由又はB共済事由であること（共済契約者の死亡の場合を除く）、 共済金の一部を分割して受け取ることもできる。 共済事由発生日の年齢が満60歳以上 支給対象共済金の額が300万円以上（一部の分割を希望する場合は330万円）</li> <li>・支給期間：10年又は15年</li> <li>・分割共済金額（1回当たりの額）：10年 支給対象共済金 × 0.0263 15年 支給対象共済金 × 0.018</li> <li>・支給時期：毎年2月、5月、8月、11月の4回</li> </ul>		

税 法 上 の 扱 い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛 金：全額所得控除扱い</li> <li>・共 済 金：退職所得扱い（解約手当金については、みなし解約＜準共済＞及び65歳以上の任意解約以外は、一時所得扱い）分割共済金は、公的年金等控除扱いである。</li> </ul>
契 約 者 貸 付 制 度	<p>〔一般貸付〕 簡易迅速に、事業資金又は事業に関連する資金を貸し付けるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度額：掛け金総額に掛け金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額（10万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</li> <li>・貸付利率：年利1.5%</li> <li>・貸付期間：6月、12月、24月（105万円以上）、36月（305万円以上）又は60月（505円以上）</li> <li>・償還方法：期限一括償還（24月、36月又は60月の場合は、半年割賦均等償還）</li> <li>・担保、保証人：不要</li> </ul> <p>〔傷病災害時貸付〕 一定期間の入院又は災害等により経営の安定に支障を生じた際に必要な資金を貸し付けるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度額：掛け金総額に掛け金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</li> <li>・貸付利率：年利0.9%</li> <li>・貸付期間：36月又は60月</li> <li>・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還</li> <li>・担保、保証人：不要</li> </ul> <p>〔創業転業時貸付〕 新規開業・転業を行う際に必要な資金を貸し付けるものである（通算により新規開業・転業後再契約することが必要である）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度額：掛け金総額に掛け金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</li> <li>・貸付利率：年利0.9%</li> <li>・貸付期間：36月又は60月</li> <li>・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還</li> <li>・担保、保証人：不要</li> </ul> <p>〔新規事業展開等貸付〕 本人の事業の多角化、後継者の新規開業又は事業多角化資金を貸し付けるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度額：掛け金総額に掛け金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</li> <li>・貸付利率：年利0.9%</li> <li>・貸付期間：36月又は60月</li> <li>・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還</li> <li>・担保、保証人：不要</li> </ul> <p>〔福祉対応貸付〕 自宅や事業所のバリアフリー化、福祉機器購入のための資金を貸し付けるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度額：掛け金総額に掛け金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</li> <li>・貸付利率：年利0.9%</li> <li>・貸付期間：36月又は60月</li> <li>・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還</li> <li>・担保、保証人：不要</li> </ul> <p>〔緊急経営安定貸付〕 経済的環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により経営の安定に支障を生じた際に必要な資金を貸し付けるものである。</p> <p>　　貸付限度額：掛け金総額に掛け金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付利率：年利0.9%</li> <li>・貸付期間：36月又は60月</li> <li>・償還方法：半年割賦の元金均等割賦償還</li> <li>・担保、保証人：不要</li> </ul> <p>　　複数の貸付を利用される場合の上限は1,500万円となる。</p>

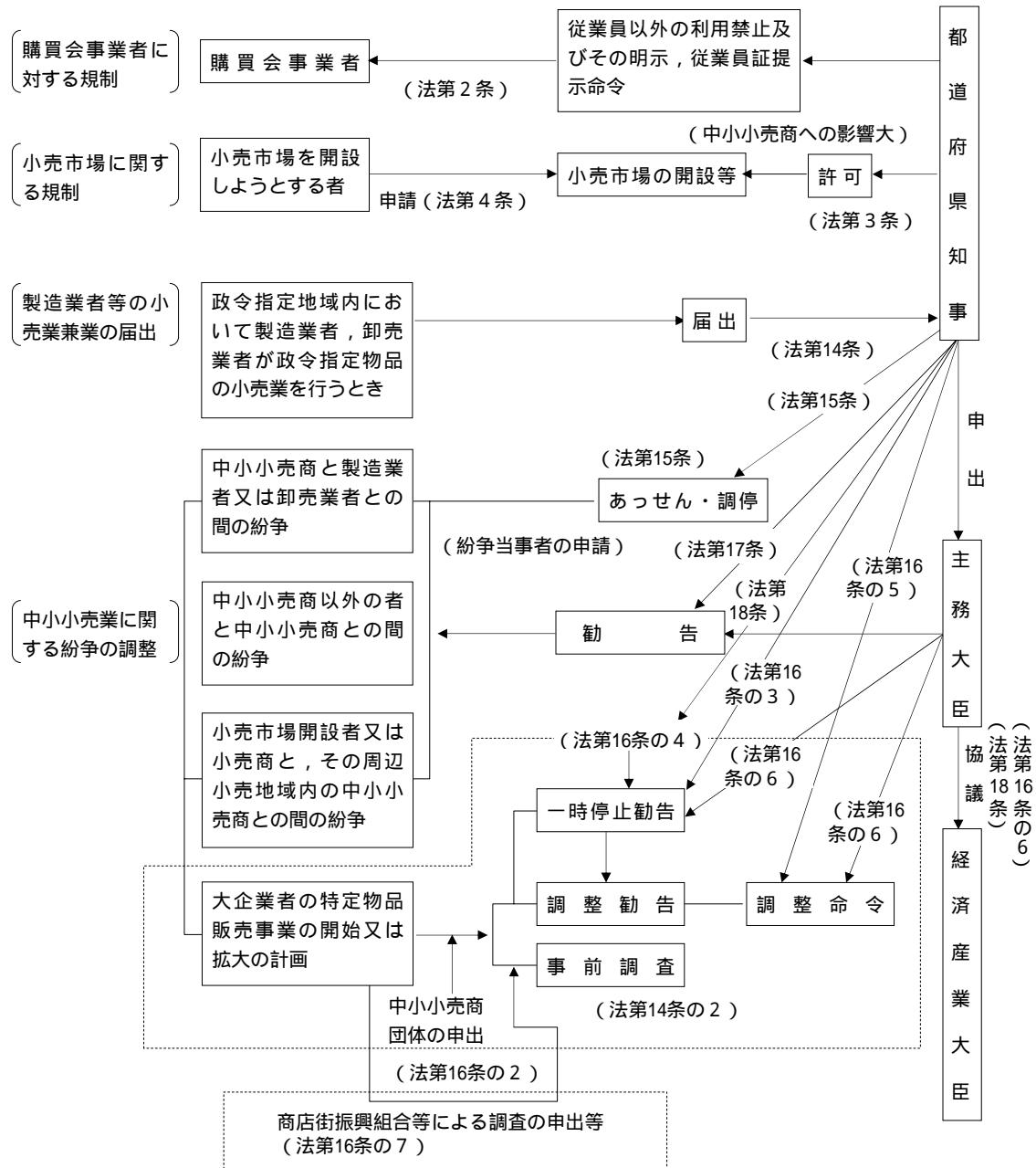
3 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援促進法）（平成5年5月法律第51号）

小規模事業者支援促進法の体系図



# 4 小売商業調整特別措置法

小売商業調整特別措置法の体系図



## 小売商とその他の事業者との事業活動の調整 (小売商業調整特別措置法<昭和34年法律第155号>)

小売商業調整特別措置法は、小売商の事業活動の機会を適正に確保するとともに、小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去して国民経済の健全な発展を図るため、購買会事業に対する規制、小売市場の許可、中小小売商とそれ以外の者との紛争についてのあっせん又は調停・勧告、中小小売商団体と大企業者との間の紛争についての調査・調整勧告・調整命令等について定めている。

### 1 購買会事業者に対する規制(法第2条)

この規制は、事業者がその従業員(従業員と同一世帯に属する者を含む)に生活必需品等を販売する購買会事業を営むに当たり、従業員以外の者に同様の購買を行わせることによって、中小小売商の事業活動に対して影響を与え、その利益を著しく阻害するとき、これを禁止することにより、中小小売商業の事業活動の機会の適正な確保を図ろうというものである。

### 2 小売市場の許可(法第3条)

小売市場相互間又は小売市場と周辺の小売商との間ににおける過度な競争を防止するとともに、小売市場内のテナントの保護を図るため、政令指定地域では小売市場を許可制としている。

なお、小売市場とは、①一つの建物であって、②10以上の小売商が入居し、③そのうち政令指定物品(現在、野菜と生鮮魚介類)を販売するものが含まれ、かつ、④建物内の店舗面積の大部分が、50m<sup>2</sup>未満に区分されているものと定義されている。

### 3 あっせん又は調停(法第15条)・勧告(法第17, 18条)

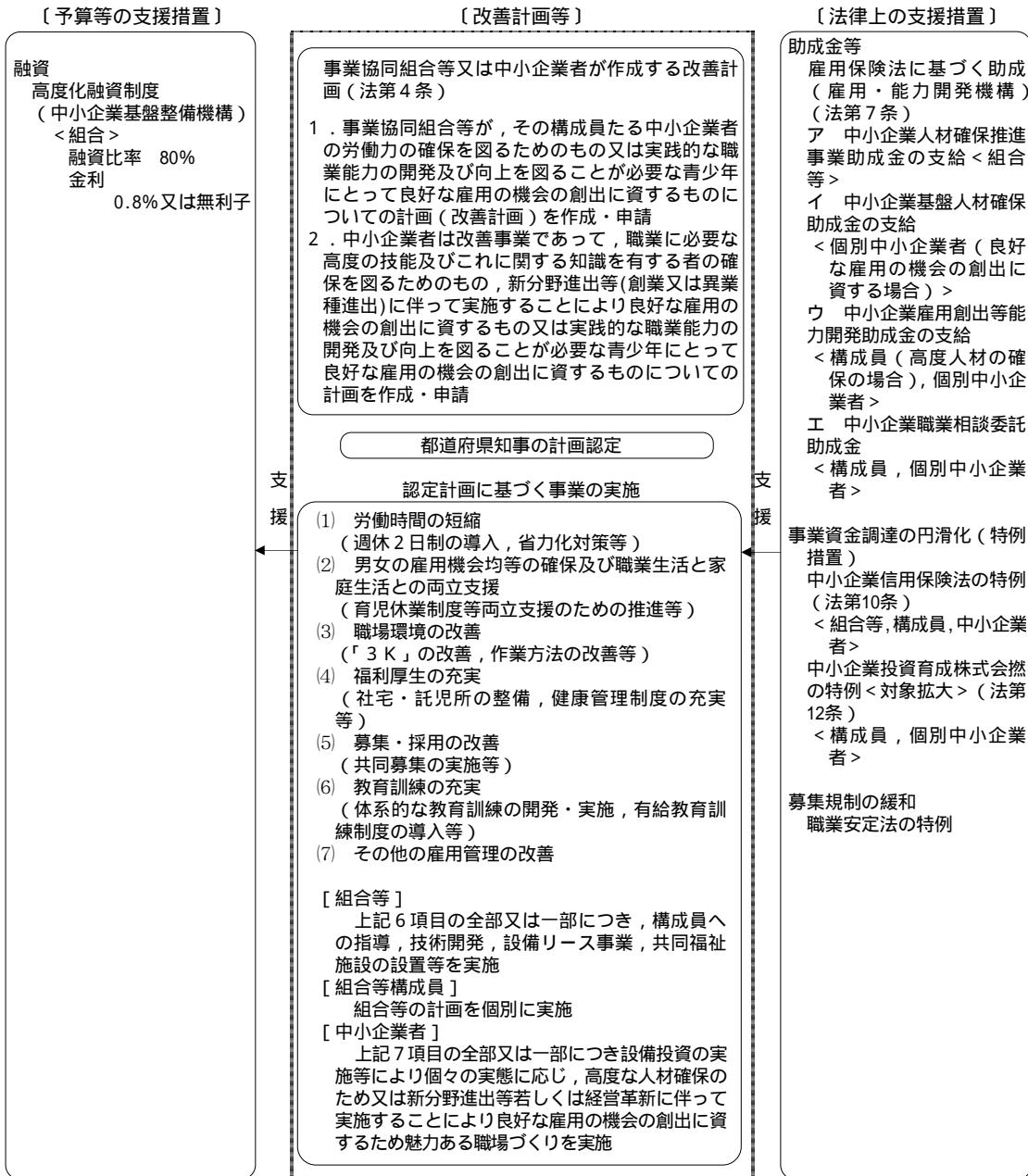
都道府県知事は、紛争当事者双方又は一方からの申請に基づいて物品の流通秩序の適正を期すため必要があると認めるときは、あっせん又は調停を行う(なお、調停は公益を代表する者及び当該紛争事業の学識経験者である調停員が行う)。

### 4 調査(法第14条の2)・調整(法第16条の2)の申出

大企業者が特定物品販売事業(一般消費者に対する特定の物品の販売事業)について新たに事業を開始し、又は拡大しようとする場合において、一定の中小小売商団体の申出により、大企業者の事業について必要な調査、調整を行うことができる。

# 5 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律

中小企業労働力確保法の体系図



(注1)( )は支援措置の実施機関, &lt; &gt;は支援措置の対象者を表す。

## 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（中小企業労働力確保法）（平成3年5月法律第57号）

中小企業労働力確保法とは、労働力の確保のために中小企業が行う労働時間の短縮、職場環境の改善や福利厚生制度の充実など雇用管理の改善の取組を促進するための法律で、平成3年に制定された（経済産業省と厚生労働省の共管）。この法律に基づき様々な支援措置が設けられている。

その後、平成7年11月に本法律は一部改正され、経営管理者等の高度な人材の確保・育成を行う中小企業者の活動を支援するための措置が、平成10年12月の本法律の一部改正では、新分野進出等（創業又は異業種進出）を目指す中小企業者に対する人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援するための措置がさらに拡充された。

また、平成18年6月の本法律の一部改正において、青少年の良好な雇用機会の創出に資する改善計画を新たな類型として加え、併せて、改善計画の認定を受けた中小企業者が、所属する生活衛生同業組合等に労働力の募集を委託する場合、募集受託者である組合等が厚生労働大臣に届出をすれば、募集受託者である中小企業者が自ら届出等を行うことは不要とする職業安定法の特例が追加された。

### 1 改善計画

労働時間等の設定の改善、男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、職場環境の改善、福利厚生の充実、募集・採用の改善、教育訓練の充実、その他の雇用管理の改善を、今後どのように実施していくかについての計画（改善計画）を作成する。

### 2 改善計画の作成主体

中小企業者と生衛同業組合・事業協同組合等（一定要件がある場合がある）

### 3 改善計画の認定

組合等にあっては、構成中小企業者の労働力の確保を図るため又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画を、個別の中小企業者にあっては、経営管理者等の高度な人材の確保を図るための改善計画又は新分野進出等（創業又は異業種進出）に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するため若しくは実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、当該改善計画について適当である旨の認定を受けると補助金等の支援施策が受けられる。

### 4 認定の手続

- (1) 基本方針を経済産業大臣と厚生労働大臣が制定（平成3年8月15日告示、改正・平成7年11月1日告示、平成10年12月25日告示、改正・平成16年3月3日告示、改正・平成16年7月1日、改正・平成18年9月20日）
- (2) 基本指針に基づき、生衛同業組合・事業協同組合等及び個別中小企業者が改善計画を作成
- (3) 都道府県担当窓口に改善計画認定申請書を提出

- (4) 都道府県知事が認定
- (5) 各種の支援措置の下で改善事業を実施



# 6 中小企業倒産防止共済法

中小企業倒産防止共済法（昭和52年12月法律第84号）

## 1 法律の仕組み

取引先企業の倒産によって売掛金債権等の回収に支障を生じるなどした中小企業者が、積み立てた掛け金の額に応じて無担保、無保証人で共済金の貸付けを受けることができる中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の運営等について定めている法律である。

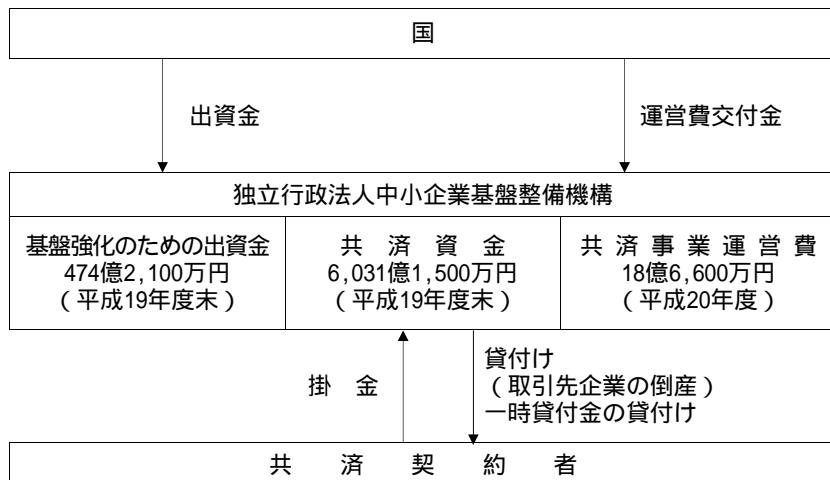
## 2 中小企業倒産防止共済制度の概要

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産の影響によって、連鎖倒産したり、著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度である。

6月以上掛け金を納付していた契約者は、万一取引先企業に不測の事態が生じ、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合に、回収が困難となった売掛金債権等の額と掛け金総額の10倍に相当する額とのいずれか少ない額の範囲内（最高3,200万円まで）で無担保、無保証人、無利子で貸付けが受けられる。ただし、貸付けを受けた場合は貸付けを受けた額の10分の1に相当する額が掛け金から控除される。

本制度は、昭和53年4月に発足し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が国から出資金及び運営費交付金を受け、事業運営を行っている。これまで貸付けを行った額の合計は1兆円を超えており、現在加入者は平成20年3月末現在約29万人に及んでいる。

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の体系図



## 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）の内容

加入資格	<p>1年以上継続して事業を行っている次に掲げる中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、建設業、運輸業等：従業員300人以下又は資本金3億円以下の会社又は個人</li> <li>・卸売業：従業員100人以下又は資本金1億円以下の会社又は個人</li> <li>・サービス業：従業員100人以下又は資本金5,000万円以下の会社又は個人</li> <li>・小売業：従業員50人以下又は資本金5,000万円以下の会社又は個人</li> <li>・企業組合及び協業組合</li> </ul> <p>その他、ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業は別途規定がある。</p>
掛金	月額5,000円～8万円（5,000円刻み） (掛金の増額、前納可、40月掛金を納付した場合掛け止め可、掛金積立限度額320万円)
共済金の貸付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付事由：掛金納付月数が6月以上ある加入者について、取引先が倒産し、売掛金債権等の回収困難が生じたときに共済金の貸付けを行う。 (注)「倒産」とは、次のいずれかの事態が生じることをいう。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て</li> <li>2) 金融機関の取引停止処分を受けること</li> </ol> </li> <li>・貸付条件：無担保、無保証、無利子</li> <li>・償還方法：5年（据置期間6ヶ月を含む）の毎月均等償還（償還を怠ると年14.6%の違約金を徴収する）</li> <li>・貸付限度額：回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額（貸付残高は3,200万円以内）</li> <li>・その他：共済金の貸付けを受けた場合は、貸付金額の10分の1に相当する額が掛金総額から控除される。</li> </ul>
掛金の税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人：必要経費扱い</li> <li>・法人：損金扱い</li> </ul>
解約	<p>本共済契約の解約には以下の3つがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 任意解約 いつでも共済契約を解約できる。</li> <li>2) 事業団解約 12月以上の掛金の滞納又は不正行為の場合、解約となる。</li> <li>3) みなし解約 死亡、会社の解散又は事業の全部を譲渡した場合は解約となる（契約が承継された場合は解約にはならない）。 解約時には、掛金を12月以上滞納している場合に限り、解約手当金を支払う。 この手当金は掛金の75～100%の範囲内である。掛金納付期間が40月以上の場合の任意解約又はみなし解約の場合のみ100%となる。不正行為の場合は解約手当金は支払わない。</li> </ol>
一時貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付事由：事業資金（設備資金、運転資金）が必要なとき</li> <li>・貸付限度額：解約手当金の95%の範囲内</li> <li>・貸付利率：年1.5%（市場金利の動向により変動する）</li> <li>・貸付期間：12月</li> <li>・担保、保証人：不要</li> <li>・償還方法：期限一括償還（償還を怠ると年14.6%の違約金を徴収する）</li> </ul>